

ライフエイド少額短期保険株式会社に対する行政処分について

令和2年9月17日

北海道財務局

1. ライフエイド少額短期保険株式会社（本社：北海道札幌市。法人番号：7012301008508・以下、「当社」という。）については、当社から提出のあった保険業法第272条の21第1項第6号の規定に基づく不祥事件届出書を端緒とし、同法第272条の22第1項の規定に基づく報告徴求命令、立入検査等において、当社の経営管理態勢上の重大な欠陥や重大な法令違反事項が認められた。

(1) 経営管理態勢

当社は、令和元年6月に、現預金の不存在及び不正会計処理等に関する重大な不祥事件（以下、「本件不祥事件」という。）が発覚し、当局から、事実関係等の報告を求める報告徴求命令を2度受けており、再発防止への取組として、弁護士資格を持つ取締役の就任等によるガバナンスの強化や、コンプライアンス意識の醸成などの各種改善策を策定・実行するとしている。

しかしながら、当社の経営管理態勢は、新経営陣による体制においても、以下のとおり重大な欠陥が多数認められる。

① 取締役会

(i) 取締役会の機能不全

取締役会の構成員である代表取締役社長及び取締役は、与えられた責務を自覚しておらず、健全かつ適切な業務運営の確保に必要な経営管理態勢の構築を怠っているため、本件不祥事件に係る再発防止に向けた改善策・取組等の本質的な議論を行わず、親会社の役職員と当社の特定の社員との協議により、経営上の重要事項に関する方針を決定・実行するといった慣行が常態化しているなど、当社の取締役会は機能不全に陥っている。

(ii) 事業継続に向けた主体的な取組の欠如

取締役会は、業況改善に向けた事業計画を特定の社員に作成させ、当該事業計画の合理性・実現性に係る検証や、計画達成に必要な具体的施策の検討を行っていない。

また、取締役会は、策定した事業計画の達成状況について、計画と実績との差異に関する深度ある原因分析や改善策について検討していない。

さらに、取締役会は、資金繰りの状況を把握・管理するために必要な措置を講じていないほか、親会社の資金余力を確認していないなど、事業継続の根幹に関わる収支・増資計画について、十分に検討・議論を行っていない。

(iii) 適切な業務運営を確保するための態勢未構築

取締役会は、人件費の抑制を理由として、本社各部門に少額短期保険業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な人員を配置しておらず、特定の社員に依存した業務運営を容認し、各業務の適切性を確保するために必要な態勢を構築していない。

このため、取締役会は、本件不祥事件が発生しているにもかかわらず、経理部門に適切な人材を配置しておらず、担当者の知識・経験に依存した業務運営としているほか、財務報告に関する業務については、特定の社員に委ねているなど、業務運営が属人化しており、不祥事件の再発防止に必要な牽制態勢は不十分なものとなっている。

② 代表取締役社長による職責の不履行

代表取締役社長は、内部管理体制の構築について、主体的に関与しておらず、本件不祥事件の再発防止に向けた取組においても、消極的な姿勢に終始しているなど、代表取締役としての職責を果たしていない。

こうした中、本件不祥事件に係る重要な再発防止策の一つである、内部統制の強化を図るために、令和元年7月に就任した取締役に対し、同2年2月に至るまで、本件不祥事件に関する説明を行っていないという事実が判明している。

さらに、代表取締役社長は、法令等遵守について、自らが率先して役職員の模範となるべき立場にありながら、当局からの報告徴求命令に対し、実際には未開催である取締役会の議事録を添付した報告書を提出するなどの重大な法令等の違反行為を行っており、経営者としての資質や適格性を欠いている。

③ 監査役監査の未実施

監査役は、監査役監査の重要性の認識が欠如しており、自らの役割や責任を理解し自覚していないため、計算書類等を含む会計に関する書類を監査しておらず、監査報告書の作成・取締役会への報告も行っていない。

また、監査役は、不正な会計処理の事実を把握した後も、必要な対応について検討していないほか、当局からの報告徴求命令に対する回答内容について、十分に確認しておらず、取締役に対する意見陳述など、具体的な対応を行っていない。

④ 内部監査の実効性・信頼性の欠如

取締役会は、本件不祥事件が発覚した際、前代表取締役個人の問題であるとして、内部監査態勢の強化に向けた取組は、表面的な再発防止策を策定するにとどまっている。

また、内部監査室長である代表取締役は、内部監査を含めた経営管理態勢の整備を担っているという当事者意識が乏しく、内部監査の重要性に対する認識も希薄であることから、当該業務を親会社へ外部委託するにあたり、経営企画担当の執行役員任せとし、積極的に関与していない。

このため、代表取締役は、令和元年7月に委託先による内部監査を実施させるにあたり、規程に基づく「内部監査実施計画」等を策定せず、内部監査の実施方法等について具体的な指示を行わないまま、委託先任せとしているほか、監査結果報告において、複数の指摘を受けているにもかかわらず、被監査部署への改善指示やフォローアップ監査を行っていない。

加えて、取締役会は、内部監査報告を受けていない実態を放置しているなど、本件不祥事件の再発防止策として開始した内部監査態勢の強化は、実効性を伴っていない。

こうした中、代表取締役及び経営企画担当役員は、内部監査結果報告書について、虚偽の内容であることを認識しながら、当局に自社の実態を認知されることを回避するため、問題視される箇所を削除した報告書を作成し、当該虚偽の内部監査結果報告書を当局検査において提出している。

(2) 法令違反

① 虚偽の業務報告書を当局に提出し、虚偽の業務説明書を公衆縦覧に供する行為

平成27年12月に親会社が当社を買収した時点において、存在していなかった現預金を補填する目的で行われた親会社からの資金補填について、本来はその会計処理時に、預金勘定の借記処理及び借入金勘定の貸記処理をすべきであったにもかかわらず、預金勘定の借記処理及び現金勘定の貸記処理という会計処理を行った結果、当局等に対し、貸借対照表、保険業法上の純資産額、ソルベンシー・マージン比率（以下、「SM比率」という。）に関して、以下のとおり、虚偽の報告等を行っており、保険業法第272条の16第1項

の規定に違反（虚偽の業務報告書の提出）しているほか、同法第 272 条の 17 が準用する同法第 111 条第 1 項の規定に違反（虚偽の説明書類の公衆縦覧）している。

(i) 平成 28 年 3 月末日時点において、当社の純資産額は、実際には約 479 万円であったにもかかわらず、約 9,438 万円である旨の虚偽の純資産額が記載された貸借対照表を作成の上、これを同法第 272 条の 16 第 1 項の業務報告書（以下、「業務報告書」という。）の一部として当局に提出しているほか、これを同法第 272 条の 17 が準用する同法第 111 条第 1 項の業務及び財産の状況に関する説明書類（以下、「業務説明書類」という。）の一部として公衆の縦覧に供している。

また、当社の保険業法上の純資産額は、実際には約 733 万円¹であったにもかかわらず、約 9,693 万円である旨の虚偽の保険業法上の純資産額が記載された業務説明書類を作成の上、これを公衆の縦覧に供している。

(ii) 同 29 年 3 月末日時点での当社の純資産額は、実際には約 3,896 万円の債務超過であったにもかかわらず、約 5,570 万円である旨の虚偽の純資産額が記載された貸借対照表を作成の上、これを業務報告書の一部として当局に提出しているほか、これを業務説明書類の一部として公衆の縦覧に供している。

また、当社の保険業法上の純資産額は、実際には約 3,627 万円²の債務超過であったにもかかわらず、約 5,839 万円である旨の虚偽の保険業法上の純資産額が記載された業務説明書類を作成の上、これを公衆の縦覧に供している。

(iii) 同 30 年 3 月末日時点での当社の純資産額は、実際には約 4,729 万円の債務超過であったにもかかわらず、約 3,959 万円である旨の虚偽の純資産額が記載された貸借対照表を作成の上、これを業務報告書の一部として当局に提出しているほか、これを業務説明書類の一部として公衆の縦覧に供している。

また、当社の保険業法上の純資産額は、実際には約 4,426 万円³の債務超過であったにもかかわらず、約 4,262 万円である旨の虚偽の保険業法上の純資産額が記載された業務説明書類を作成の上、これを公衆の縦覧

¹ 保険業法施行令第 38 条の 3 に規定する金額である 1,000 万円を下回っている。

² 同施行令が規定する金額である 1,000 万円を下回っていたほか、SM 比率も、健全性の基準である 200%を下回っている。

³ 同施行令が規定する金額である 1,000 万円を下回っていたほか、SM 比率も、健全性の基準である 200%を下回っている。

に供している。

(iv) 同 31 年 3 月末日時点での当社の純資産額は、実際には約 25 万円であったにもかかわらず、約 1,161 万円である旨の虚偽の純資産額が記載された貸借対照表を作成の上、これを業務報告書の一部として当局に提出しているほか、これを業務説明書類の一部として公衆の縦覧に供している。

また、当社の保険業法上の純資産額は、実際には約 347 万円⁴であったにもかかわらず、約 1,483 万円である旨の虚偽の保険業法上の純資産額が記載された業務説明書類を作成の上、これを公衆の縦覧に供している。

② 当局に対する虚偽報告

当社の代表取締役は、保険業法第 272 条の 22 第 1 項の規定に基づく報告徴求命令等に対し、以下のとおり、虚偽の報告を行っており、法令に違反している。

(i) 当社の代表取締役は、「第 1 回目報告徴求命令」に対し、再発防止策等について、当社役員で検討・策定したことを装うために、実際には、取締役会を開催していないにもかかわらず、

- ・ 令和元年 7 月 26 日に取締役会を開催し、
- ・ 同日午前 9 時から 11 時半までの間、「過去の事実関係や現在判明していることの整理・共有、対応方針決定」、「責任の所在について」及び「今後の対応・再発防止策の立案・実行」に関する討議が行われた旨の虚偽の記載がされた取締役会議事録を作成の上、同月 29 日に当該議事録を添付資料とする報告書を当局へ提出している。

(ii) 当社の代表取締役は、「第 2 回目報告徴求命令」に対し、再発防止策等について、当社役員全員で検討・策定したことを装うために、実際には、取締役会を開催していないにもかかわらず、

- ・ 同年 12 月 24 日に取締役会を開催し、
- ・ 同日午後 2 時以降、「現預金が不存在であった原因に係る調査結果の件」に関する報告が行われたほか、「不祥事件に係る再発防止策（内部監査計画）」に関する討議が行われた旨の虚偽の記載がされた取締役会議事録を作成の上、同 2 年 1 月 6 日に当該議事録を添付資料とする報告書を当局へ提出している。

また、当社の代表取締役は、同報告書において、「内部監査実施状況」に

⁴ 同施行令が規定する金額である 1,000 万円を下回っている。

関し、実際には、内部監査計画を策定していないにもかかわらず、「今後の内部監査については、本不祥事件を受け業務面のみだけでなく、会計面も重点的に行うべく実施計画、内容、手法について同元年12月24日に策定した」旨の虚偽の記載をし、これを当局に提出している。

2. このため、本日、当社に対し、保険業法第272条の26第1項第3号及び第272条の25第1項の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

(1) 保険業法第272条の26第1項第3号（業務停止命令）

令和2年10月12日から同3年4月11日までの間（6ヶ月）、少額短期保険業に係る全ての業務（当局が契約者保護の観点から必要とされる業務として個別に認めたものを除く。）を停止すること。

(2) 保険業法第272条の25第1項（業務改善命令）

- ① 経営管理態勢の抜本的な改善を行うこと。
- ② 今回の行政処分内容につき、顧客に対する十分な説明等の措置（事後措置）を実施すること。
- ③ 本件処分にかかる経営責任の所在を明確にすること。
- ④ 会社の財産の状況及び保険契約の管理の状況を早急に把握し、保険契約者保護に万全の措置を講ずること。
- ⑤ 上記①から④に関する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）を令和2年10月19日までに提出し、直ちに実行すること。
- ⑥ 上記⑤の実行後、当該業務改善計画の実施完了までの間、1ヶ月毎の進捗・実施状況を翌月15日までに報告すること（初回報告基準日を令和2年10月末日とする。）。